

厚木市では 9 つの施策と 186 の個別事業を展開し、子どもや子育てを総合的に支援します！



個別施策

個別事業数

1

- (1) 地域力（地域社会の子育て力）を活用した子育て支援の充実
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 子育て情報の充実とネットワークづくり

34

2

- (1) 子どもと親の健康の維持増進
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期における保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

19

3

- (1) 子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境の充実
- (2) 子どもの様々な学習の機会やスポーツ活動の推進

36

4

- (1) 安心して外出できる環境の整備
- (2) 良質な居住環境の推進
- (3) 子育て家庭への経済的支援

23

5

- (1) 事業主等への広報・啓発
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

14

6

- (1) 子どもを対象としたセーフコミュニティの推進
- (2) 子どもの交通安全の確保や防犯対策の推進

15

7

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 特に配慮を必要とする子どもや子育て家庭への施策の充実

24

8

- (1) 青少年の健全育成の推進
- (2) 次世代の親への育成
- (3) 地域社会の教育力の向上
- (4) 子どもの居場所づくりの推進
- (5) 家庭教育の推進

19

9

- (1) 厚木市子ども育成条例の運用・推進
- (2) 子ども・子育て支援を総合的に推進

2





子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、国から示された基本指針に沿って、5年を1期とした教育・保育の確保等に関する計画を策定します。

その計画では、必要とされる「量の見込み」を算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めていきます。



「教育・保育の量の見込数と確保量」について（単位：人）



		平成27年度	5年間で施設を整備	平成31年度
1号保育認定 〔幼稚園、 認定こども園の利用〕	見込数	3,535	→	3,249
	確保量	3,575		3,425
		40		176
2号保育認定 (3~5歳) 〔認定こども園、 保育所の利用〕	見込数	1,860	→	1,639
	確保量	1,803		1,920
		57		281
3号保育認定 (1~2歳) 〔保育所の利用〕	見込数	1,031	→	916
	確保量	929		937
		102		21
3号保育認定 (0歳) 〔保育所の利用〕	見込数	335	→	298
	確保量	305		306
		30		8

需要量（ニーズ）と確保量（供給）の関係を示す数値であり、「」は需要を満たしていない状況をあらわしています。



厚木市では、待機児童ゼロを目指し、平成31年度にはすべての需要が満たされるように、計画的に施設の整備を進めています！



◆ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた13事業であり、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、地域の様々な子育て支援を充実していきます。

利用者支援事業

「厚木市子育てコンシェルジュ」市の窓口や子育て支援センター等に「厚木市子育てコンシェルジュ」を配置し、子ども、保護者や妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう案内するなどの支援を行います。

地域子育て支援拠点事業

「子育て支援センターもみじの手など」乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行い、子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者に対し、総合的な支援活動を実施します。

放課後児童クラブ

「留守家庭児童クラブ、地域児童クラブ育成支援事業」

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

妊婦健康診査事業

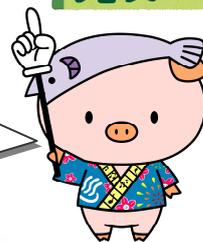
乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業等
子育て短期支援事業
子育て援助活動支援事業

一時預かり事業

幼稚園型、幼稚園型以外
延長保育事業
病児保育事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業
多様な主体の参入促進事業

計画では、地域子ども・子育て支援事業についても、教育・保育同様に、必要な事業量の見込み（目標事業量）を定め、計画的に確保できるような体制を推進していきます。

チェック





計画の推進体制

計画の推進体制

厚木市子ども育成推進委員会

市民の代表、学識経験者、関係機関の方々に構成される「厚木市子ども育成推進委員会」において、各年度における計画の進捗状況の把握・点検を継続的に行い、目標の実現に向けて本計画を推進します。

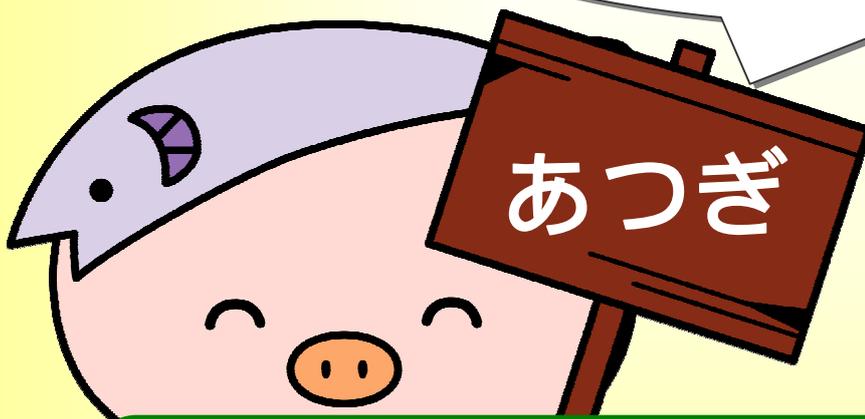
厚木市次世代育成支援計画推進委員会

関係部署職員で構成される庁内推進委員会において、計画の進捗管理及び計画の推進に必要な事項を検討し、厚木市子ども育成推進委員会と連携を図りながら、本計画を推進します。

関係機関との連携強化

本計画は、福祉にとどまらず、教育、保健、住宅、産業振興など、様々な分野に関わることや、期間内での計画的な取組が必要であることから、市民団体、子育て支援関係団体、福祉関係団体、児童相談所、保健所、警察、教育機関、医療機関や企業など関係機関との連携を強化します。

子育て環境日本一！
子どもたちの未来が光り輝くまち



あつぎ子ども未来プラン [概要版]

< 第2期 (平成27年度～平成31年度) >

平成27年3月

発行 / 厚木市こども未来部こども育成課こども政策係
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
TEL (046) 225-2262
URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>